

平成28年第8回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより、平成28年第8回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番丹野議員と3番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日招集されました第8回町議会議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期については本日11月25日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりよろしくお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成28年8月分及び9月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第1項の規定による学校監査の結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは要望経過報告をいたします。要望項目、1点目は高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進及び国道274号の早期復旧に関する提案・要望。2点目は、JR日高線全線復旧への財政支援に関する緊急要望でございます。要望先は道内の選出国會議員、国土交通大臣、副大臣、政務官、事務次官、北海道局長ほかでございます。要望月日は11月15日、要望者は日高総合開発期成会・高規格幹線道路日高自動車道早期建設促進期成会として管内7町長で要望をさせていただきます。1点目の高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進及び国道274号の早期復旧に関する提案・要望につきましては、ご承知のとおり、本年8月16日以降に四つの台風が上陸、接近するなど、日高管内は記録的な豪雨に見舞われ、土砂くずれや高波による国道や道道の通行止めをはじめ、冠水による町道陥没など、甚大な被害をこうむりました。特に、道央と道東、そして十勝を結ぶ国道274号、日勝峠39.7キロメートルにつきましては、

重要な物流ルートでございますけれども、現在も通行止めとなっております。このため、道の駅等への立ち寄りの激減、ホテル等の宿泊キャンセルなど、地元観光業へ多大な影響が出てございます。一方、日高自動車道の整備済み区間におきましては、現道被災の迂回路としてその機能を発揮したところでございますけれども、未整備区間、門別本町から浦河までにおいては、代替路がなく、通行止めの発生によりまして、地域に大きな影響を与えたところでございます。このことから、災害発生時の避難ルートの確保が大きな課題となっておりますことから、国道274号の早期復旧をはじめ、高規格幹線道路整備は極めて重要であり、今以上の予算の確保について、緊急要望をしたものでございます。次に2点目のJRの日高線全線復旧への財政支援に関する要望については、昨年1月7日に北海道を通過いたしました低気圧に伴う波浪の影響によりまして、線路わきの土砂流出、地盤沈下後さらに本年8月16日以降の相次いで台風の上陸、接近によりまして新たな被災箇所が次々と拡大をし、その復旧費用はさらに拡大し、JR北海道は復旧費用負担に難色を示しておりますとともに、JR北海道は復旧後のJR日高線の運営に対し、地元財政負担を求めておりますけれども、日高管内は財政基盤が脆弱でありまして、負担は極めて困難でありますことから、国において強力な支援により、1日も早い災害復旧工事に着手するように要望したものでございます。なお今日の北海道新聞の朝刊に日高町が大きな被害がなかったむかわから日高町門別までの地元負担の試算を求める記事が掲載されておりましたけれども、沿線協議会としては全線復旧するというのが、管内7町の基本的な考え方でありまして、JR日高線については、管内7町のほか、苫小牧、むかわ、厚真の胆振地区にもかかわってございますので、慎重に意見調整等が必要であると考えますので、申し添えます。以上で行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案1ページ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元にお配りをいたしました別紙資料、平成28年度職員の給与改定に関する概要に基づき、ご説明申し上げます。はじめに、この表の左側、職員の給与に関する人事院勧告（抜粋）についてご説明いたします。1、勧告の骨子であります、(1) 勧告月日は平成28年8月8日、(2) 民間給与との格差は①月例給については、民間との格差が708円、率にして0.17%、②ボーナスについては、民間は給料の4.32月に対して、公務員は4.20月でありました。2番目といたしまして、給与改定の内容と考え方について人事院は、民間給与との較差を解消するため、以下のとおり、給与の引き上げ改定を勧告しております。(1) 給料表の改定率は平均で0.2%で、初任給は民

間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を1500円引き上げ、若年層についても、同程度の改定を行い、その他は400円の引き上げを基本に改定するものであります。(2)ボーナスは年間現行4.20月分のところを、改正後4.30月分、年0.10月分の引き上げとなり、支給期別の内容は次の表のとおりとなっております。(3)扶養手当につきましては、現行、配偶者が1万3千円のところ、平成29年4月から1万円。平成30年4月から6500円にするものであります。子どもにつきましては1人当たり現行6500円のところ、29年4月から8千円。30年4月から1万円とするものであり、(4)実施時期は、扶養手当を除き、平成28年4月1日にさかのぼっております。続いて、表の右側の町の措置方針につきましてご説明いたします。職員の給与改定にあたっては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度に関しましても同様に措置する方針であり、左の表2の(1)給料表、(2)ボーナス、(3)扶養手当、(4)実施時期につきまして、町は人事院勧告の内容と同じ改定を行おうとするものであります。なお、人事院勧告に伴う、本条例一部改正案は、国家公務員給与法一部改正案が去る11月16日に、参議院で可決されたことから、同法が成立した後に開催される本日の議会において、これを改正しようとするもので、日高管内各町とも同様の方針であります。以上で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終了いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号災害復旧事業応急工事の施行についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

はい。16ページであります。議案第2号災害復旧事業応急工事の施行について、ご説明を申し上げます。本議案は平成28年8月22日から23日における台風9号災害に伴う別紙地区の農業用施設について、災害復旧事業を施行する上で、土地改良法第96条の4の規定において準用する同法第88条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本議案につきましては農業用施設の災害復旧事業の応急工事を町が事業主体となる団体営事業として

実施するため、土地改良法の規定に基づき議会に議決を得ようとするものであります。工事箇所につきましては次のページの別紙事業計画概要書に記載のとおりであります。個々の説明は省略いたしますが合計のみ説明を申し上げます。地区数は7地区、工事は頭首工4か所、水路1か所、揚水機1か所、公園施設1か所、復旧方法につきましては、取水ゲート階段工ほか記載のとおりでございます。関係戸数につきましては2716戸、関係面積は322.81ヘクタールとなっております。当該地区につきましては、8月22日から23日における台風9号の豪雨により被害を受けたものであり、去る11月8日から10日までの3日間にわたり、国の災害査定を受け、災害復旧事業として認められましたので、土地改良法の手続きを進めるものであります。査定状況であります。申請が7地区、申請工事費が1億1417万4千円に対しまして、査定が7地区、査定工事費が1億1247万円となっており、査定率は98.5%となっております。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号災害復旧事業応急工事の施行については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは18ページをご覧願いたいと思います。議案第3号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成28年第5回平取町議会定例会におきまして議決を得ました議案第3号その他林道オユンベ線改良工事の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため議会の議決を得ようとするものでございます。まず、請負金額につきましては、5724万円を246万1320円増額し、5970万1320円に変更し、工事概要のうち、路盤工一式及び排水工一式を削除するものでございます。この路線につきましては平成28年度に調査設計を実施いたしましたが、調査時点より法面の侵食が進行していたことにより、設計変更をするものでございます。主なものとしたしましては、まず、増額部分につきましては、切土工、簡易吹付け工、植生マット工、法面水路工でございます。減額部分につきましては、現場すり付け盛り土工、同じく路盤工、同じく排水工、それと抜根の処理数量でございます。差し

引き246万1320円の増額となり、変更後の請負金額は5970万1320円となります。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願いします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番千葉議員 11番千葉。今、ご説明いただきましたけども、あまりない、今までにもない増額変更なのかなというふうに思ってますけど。これは例えば当初の現地調査含めて調査設計から、なんて言うのかな見落としした部分なのかそれとも今回の災害絡みの8月には相当雨が降ってますので、その絡みで法面工にこれだけ予算を充てるというかたちなのかちょっと皆目その辺見当がつかないんですね。なおかつ路盤工一式と排水工一式を削除してるわけですから。ということは相当、この中身でいくと、法面工に対しては何らかのこう、例えば湧水が多かったとか、崩落がこのままの施行の工事だと危ないとか何かあったのか。その辺ちょっと細かくご説明いただければありがたいんですけども。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 一度、皆様オユンベ線の法面については現地視察していただいたと思うんですけども、調査は去年1年前だということで、その法面の崩壊といいますか、侵食が進んだ原因といたしましては、雨の部分もございますし、地形が切り立ったところなので、自然的に侵食が進んだという、大きな理由としてはその2点原因としてはございます。

議長 11番千葉議員。

11番千葉議員 ということは平成28年の調査設計の後からということなんですかね。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 そのとおりでございます。27年ですね、1年前ですから。それより進行したということでございます。

議長 ほか、なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平成28年度平取町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号平成28年度平取町一般会計補正予算第6号につきまして、ご説明申し上げますので、議案の19ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6497万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、62億9062万5千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。第2条におきまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものとなります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の28ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、1款1項1目議会費9節旅費、金額は20万円です。これは、議員の道外行政視察に随行する職員の旅費並びに象徴空間及び平取ダム建設事業に関する中央要請の費用弁償の増加分について、現在まで既定予算で対応しておりましたが、今般、全体予算に不足を生じたことから、このたび増額をするものです。次に、下段、5款1項2目農業振興費19節負担金、補助及び交付金、金額は150万円です。道営農地整備事業・中山間地域型平取南地区に関し、補償物件調査、用地測量等の事業量の増加に伴い、町負担金が増加したことによるもので、事業主体である北海道からの通知により、12月上旬までに町の負担金を支出しなければならないことから、緊急に予算補正をするものであります。次に、29ページ上段、7款2項3目橋梁維持費13節委託料1325万円の増額、同じく15節工事請負費236万4千円の減額、3目差し引きで1088万6千円の増額であります。13節委託料は、地すべりと思われる山腹の押し出しにより、仁世宇1号橋の橋台部分に位置のずれがみられたことから、緊急に安全性の点検を行う必要が生じたため、調査設計に要する費用を補正するものであります。15節工事請負費は、豊糠の岩内橋と荷菜大橋の改修工事請負費に関し、入札結果による予算の執行残があったことから、これを減額するものであります。続いて、下段、9款4項2目公民館費11節需用費、修繕料、金額は91万円です。これは、町有バス2号車の車体の底の部分にあるホーシングという車軸とギアが一体になった鉄製の部品が腐食して、オイル漏れの危険があり、このまま放置すると走行不能になる恐れがあることが判明したことから、早急に交換修理を行うために要する経費の補正であります。次に、30ページ上段、9款4項3目文化財保護費8節報償費96万2千円、9節旅費、費用弁償95万6千円、普通旅

費 22万2千円、合計 117万8千円、11節需用費、消耗品費 93万8千円、3目合計 307万8千円の増額であります。これは、文化庁のアイヌ語のアーカイブ作成支援事業の委託を受けて、町が事業主体となり、現在デジタル化されているアイヌ語の音声を文字化、翻訳化することで、アイヌ語の保存及び継承が円滑に行われる環境を整備するための事業で、費用の全額を国からの委託金で賄うものであります。このたび文化庁からの事業の承認があり、来年3月の年度末までに事業を完了しなければならないことから、緊急に予算補正を行うものであります。続いて、下段、10款2項2目農業施設災害復旧費15節工事請負費1億4840万円の増額であります。本年8月22日から23日にかけて発生した台風9号による大雨災害による農業施設6か所、公園1か所、計7か所の災害復旧工事に要する費用で、内訳は、農業施設分が1億3990万円、公園分、これは親水公園であります。これが850万円となっております。財源につきましては後ほどご説明いたしますが、農業施設分について、激甚災害に指定される見込みであることから、国の補助率98%、改良区負担1%、町負担1%として算定し、公園分は、補助率50%で、残り50%は、町負担としております。内訳につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。歳出は以上であります。一方、歳入につきましては、24ページ上段をご覧くださいと思います。10款1項1目地方交付税1節地方交付税522万5千円、既定予算に比べて、普通交付税収入が増額する見込みであることから、これを財源に充てるものであります。続いて下段、14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金762万円、これは歳出29ページ上段でご説明いたしました橋梁維持費補正額1088万6千円の70%に相当する金額が、橋梁長寿命化橋梁補修事業交付金として国から交付されるものであります。次に、25ページ上段、14款3項4目教育費国庫委託金3節アイヌ語のアーカイブ作成支援事業委託金307万8千円、歳出30ページ上段でご説明いたしましたアイヌ語のアーカイブ作成支援事業に係る事業費の全額が、文化庁から委託金として交付されるものであります。続いて下段、15款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金、金額は1億4135万2千円であります。これは、農業関連災害復旧工事に関する道からの補助金で、歳出30ページ下段でご説明いたしました台風9号による農業被害について、これが、激甚災害に指定される見込みであることから、補助率を98%と見込み算出したものであります。なお、親水公園に関する復旧工事は、道の補助金50%、町負担金50%となっております。次に、26ページ上段、20款5項1目雑入2節雑入、金額139万9千円は、先ほどご説明いたしました農業関連災害復旧工事に係る土地改良区からの負担金であります。続いて下段、21款1項3目農林水産業債1節農業債、金額150万円、これは、歳出28ページ下段でご説明いたしました中山間地域平取南地区農地整備事業に関する町負担金について、この全額を起債、これは元利償還額の70%が交付税算入となる過疎債に求めようとするものであります。次に、27ペー

ジ上段、21款1項9目災害復旧費2節農林水産業施設災害復旧事業債、金額は480万円、これは農業関連災害復旧工事に関する町負担分564万9千円のうち、480万円を現年発生農業施設災害復旧事業債の起債に求めようとするものであります。この起債は、元利償還額の90%が交付税に算入されるものであります。歳入歳出予算事項別明細書の説明は、以上であります。続いて、22ページをご覧くださいと思います。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。本補正予算案における起債の目的は、一つには農地整備事業で、補正前の限度額180万円に、今回補正額150万円を加え、補正後の限度額を330万円とするものであり、もう一つは、災害復旧事業で、補正前の限度額が1億6230万円に、今回補正額480万円を加え、補正後の限度額を1億6710万円とするものであります。なお、31ページには、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しましたので、お読み取りくださるようお願いいたします。以上、平成28年度平取町一般会計補正予算第6号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番 千葉議員 11番千葉。29ページの7款2項3目13節の委託料についてお伺いをいたします。仁世宇1号橋、私はちょっと近くなんですけど確認はしてなくてちょっとわかんないんですけども、先ほどのご説明ですと山が動いているのかなという印象もあったし、単なる橋台の位置のずれだけではないのかなという感じもあるんですけども、ただなぜ質問してるかということ、いわゆる調査設計の委託料としては相当高額になって、7割が国庫補助金ということで賄われているわけですけども、将来的には例えばこの橋が例えば今の現存してる橋を補修するだけでないような状況なのか、もっと極端に言うと橋梁の全てを新設に持っていく方向の調査なのか、その辺どうなんでしょうね。もしわかる範囲で今の現況をお知らせいただければというふうに思ってますけども、ご説明お願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 仁世宇1号橋につきましては、竣工が昭和41年、橋梁の長さ的には40.7メートルで幅員に関しては全幅で4.7で車道幅員4メートルということで、50年経過している橋でございます。今町でやってる橋梁の長寿命化計画というので定期点検ということで実際したところ、異常が発見されたということで、

主な部分に関しては先ほど総務課長の説明したとおり橋台部分がちょっと押されているというような状況であります。ご承知のとおり仁世宇は結構地すべり地帯ということもありますんでそれが影響しているのかどうかも含めてその辺のボーリング調査をするというところであります。方針としてはその結果が出てみなきゃよくわからないんですけども、いずれにしても、奥に2軒ございますし、森林管理署の山もあるということで大事なというか、通行止めにはできない重要な橋ということとも言えると思いますけども、その辺将来的に架け替えるのかどうなのかという部分は調査結果をみての判断ということになるかと思えますけども、やりかえるとすれば相当な費用もかかるということで、基本的には、何とか補強等をしてなんとかもたすようになるのかなというふうに考えております。以上です。

議長

8番四戸議員。

8番
四戸議員

今の13節の委託料なんですけども、ちょっと関連ございますからちょっと質疑したいと思えますけども、その工事については今副議長が質問したのでだいたいそういうことなんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけども、とりあえずこの橋梁のことについては、工事の請負出す前に最初に調査設計の委託してると思うんですが、それはあったのかどうか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今の補正に関しては委託料ですから定期点検で異常がわかったということで、詳しい調査をこれからするための補正ということであります。で、その後方針が決まったら、工事請負費を予算組みというかたちになると思います。

議長

四戸議員。

8番
四戸議員

ちょっと勘違いしたと思えますけど、15節のところで工事請負費あるでしょ、だからこれはもう発注している結局工事なのかなっていうふうに思ったもんですから、だから先に委託かけてたのかな、調査設計についても、委託かけてたのかなという思いがあったもんですから、それはそれとは違うんですね。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

この工事請負費236万4千円の減というのはですね、これは工事請負費でありまして、今年岩内橋と荷菜の大橋の補強工事というのをやったんですよ。で、それを発注済みで執行残を減額補正ということで、理由といたしましては委託料が1325万増えますので、その分の財源として、工事請負の執行残を減額

したということでございます。

議長 7番井澤議員。

7番井澤議員 30ページの上の段のことについて質問いたします。アイヌ語転写・和訳等謝金ということがありますが、これは緊急のことだったと思いますが、何人でもこのどなたにお願いして、この事業であったかについて説明をお願いします。

議長 文化財課長。

文化財課長 お答えします。これは国からの委託事業でありまして、デジタルのものを翻訳する作業にあたりまして、当館の関根1人じゃ当然できる量ではありませんので、協力いただく対象者がおります。平取町内の協力者4名、それから札幌市内で4名、白老町で4名、これらの人数の方と、それから当館の職員とともに実施します。個人的なお名前も必要でしょうか。よろしいですか。はい。以上です。

議長 ほかがございませぬか。なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませぬか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平成28年度平取町一般会計補正予算第6号については原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案4件で原案可決4件。以上で全日程を終了いたしましたので、平成28年第8回平取町議会臨時会を閉会します。どうもご苦労さんでございました。

(閉会 午前10時12分)